

第1章 計画策定における基本的な考え方

第1章 計画策定における基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

東かがわ市（以下、「本市」という。）では、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則を踏まえ、廃棄物の発生・排出抑制、循環的な利用の推進、適正処理の推進の観点から、本市における循環型社会の構築を目指した施策に取り組んでいくための指針として、平成27年3月に「東かがわ市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。

本計画は、現計画の策定後5年が経過したため、中間目標年度の中間見直しを行うものである。

一方、生活排水処理についても、人口減少や公共下水道の整備が進められる等の変化が生じていることから、これら生活排水処理施設の整備状況について調査、整理し、各種関連計画等を勘案しながら、今後の方策を検討する。

国においては、循環型社会の形成を進めていくために、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、この循環型社会形成推進基本法では、法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するとしている。

ごみの処理やリサイクルの取り組みについては、優先順位を次のように定めている。

- ①発生抑制（リデュース）
- ②再使用（リユース）
- ③再生利用（マテリアルリサイクル）
- ④熱回収（サーマルリサイクル）
- ⑤適正処分

また、2015年9月には国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の目標と169のターゲットが掲げられた。

そのため、循環型社会形成推進基本計画にSDGsの概念を取り込んで、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げて、平成30年6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定した。また、この計画を踏まえて「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」（環境省、平成28年1月）を改定する予定となっている。

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にするとしている。特に、事業者・国民の「排出者責任」を明確化し、生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立している。

また、循環型社会形成推進基本法と9つの個別の法律（廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使

用済自動車の再資源化等に関する法律)、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達)の推進等に関する法律)、小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律))を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効ある取り組みを進めていくものとしている(図1-1-1)。



図 1-1-1 循環型社会形成推進のための法体系

2 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」としており、策定にあたっては、「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」（同条第3項）としている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬及び処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）とで構成されている。また、それぞれ、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成される（図1-2-1）。

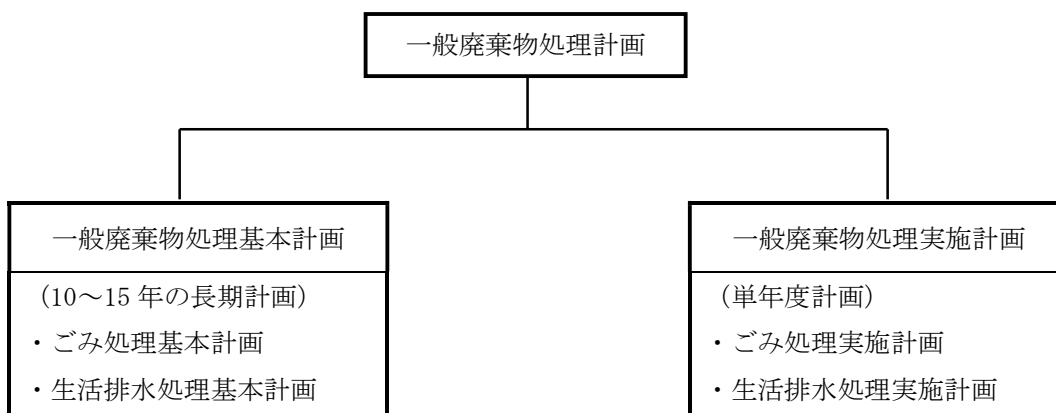


図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

3 計画の期間及び目標年度

計画の期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間とする。

計画目標年度については、5年後の令和元年度を中間目標年度、さらに5年後の令和6年度を計画目標年度として設定する。

本計画の見直しは、概ね5年ごとに行うことを基本とする。なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などに応じ、適宜見直しを行うものとする。

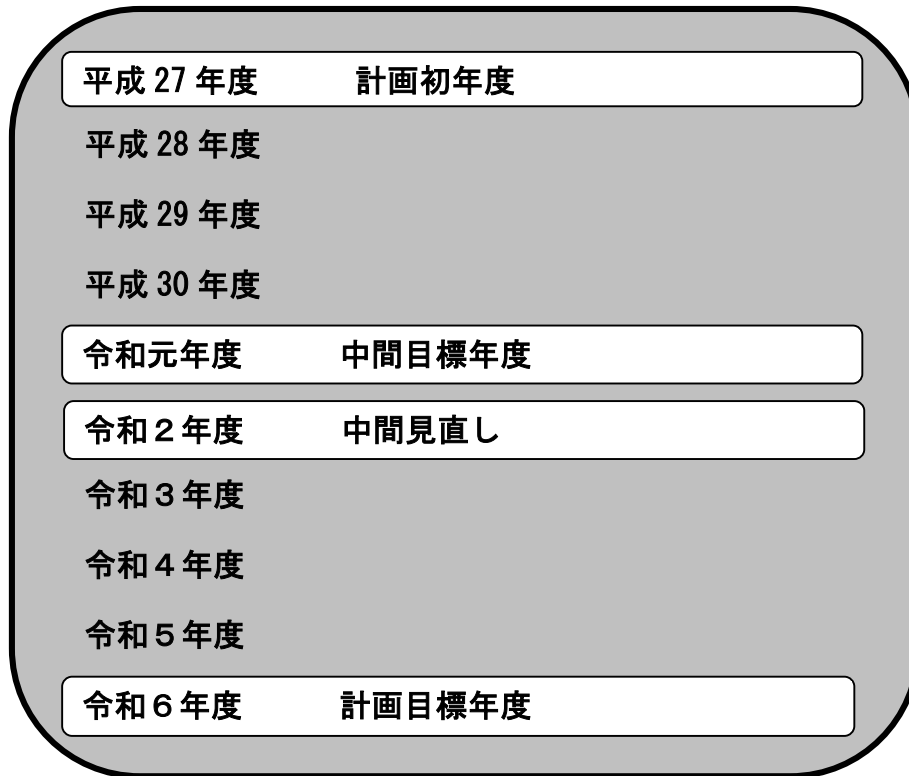


図 1-3-1 本計画の期間・目標年度